

人事異動等に伴う事務手続き

提出していただく書類には、将来のご自身の年金、医療保険に関わる大切なものがありますので下記表の「区分」により、○印のついた書類を提出願います。

(別表)

<人事異動等に伴う提出書類一覧>

提出書類		異動報告書	資格取得届書	年金加入期間等報告書	履歴書のコピー (採用時に任命権者へ提出する履歴書の コピー)	辞令のコピー	転入届書	転出届書	任意継続組合員申出書	組合員証(被扶養者証・高齢受給者証・ 限度額適用認定証等)	被扶養者認定申告書	記載事項変更申告書	国民年金第3号被保険者資格取得届 (被扶養配偶者の年金手帳のコピー又は 基礎年金番号通知書のコピーを添付)
公立学校 共済組合間 異動	所属所異動(石川支部内での異動)	○											
	県費職員から専従・市町費職員(K番)へ 専従・市町費職員(K番)から県費職員へ	○								○		○	
	他支部から石川支部へ *6	○	○	○			○	○					○
	石川支部から他支部へ *7	○							○				
新規採用者		○	○	○	○	○					○		○
転入者(他の共済組合からの異動者)		○	○	○		○	○				○		○
転出者(他の共済組合への異動者)		○						○		○			
退職者	任意継続組合員希望者 *8	○							○	○			
	再任用者(フルタイムのみ)	○								○		○	
	その他	○								○			

(注)

- *1 年金加入期間等報告書は、前歴の有無にかかわらず、新規採用者、転入者とも提出すること。
- *2 履歴書のコピーは、初めて組合員(初めて職員)となった場合に提出すること。
- *3 辞令のコピーは、県費職員は、不要です。(市町費職員のみ提出すること。)
- *4 被扶養者のある方のみ必要書類(福利のしおり16、17ページ参照)を添付のうえ提出すること。
- *5 国民年金第3号被保険者資格取得届については、被扶養者に20歳以上60歳未満の配偶者がいる方に限ります。
- *6 組合員証等は、前の支部で交付をうけたものを提出すること。
- *7 石川支部で交付した組合員証等は、新たに所属した支部へ提出すること。
- *8 退職日から20日以内に申し出ること。

*他の共済組合とは地方職員共済組合、警察共済組合、市町村職員共済組合、国家公務員共済組合等をいう。